

公益財団法人全国高等学校体育連盟 運動部活動作業部会設置規程~~（案）~~

令和 2 年 6 月 12 日
理 事 会 決 定

第 1 条 目的

高等学校における運動部活動の一層の充実を図るため、その現状把握や課題等を整理し、公益財団法人全国高等学校体育連盟（以下「本連盟」という。）及び都道府県高等学校体育連盟並びに本連盟競技専門部等と連携の下、これからの運動部活動の在り方等について検討する。

第 2 条 名称及び組織

第 1 条の目的を達成するため運動部活動作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

- 2 作業部会の構成は、外部有識者（1 名）、本連盟理事（1 名）、本連盟専務理事（1 名）、基本問題検討委員会に属する理事長のうち会長が指名する者（1 名）、総体検討委員会委員長（1 名）、全国専門部（1 名）の 6 名とする。
- 3 作業部会の座長は本連盟専務理事とし、座長により必要があると認めるときは代理の者をもって代えることができる。
- 4 作業部会は座長が招集し随時開催する。
- 5 座長は必要と認められる場合は、作業部会に構成員以外からの出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

第 3 条 組織の役割

- 1 作業部会は平成 30 年度・令和元年度運動部活動作業部会がまとめた報告書等の内容に基づき諸課題の把握・整理を行うとともに、改善に向けた具体的な方向性等について検討し、基本問題検討委員会に報告する。
- 2 作業部会における検討内容等については基本問題検討委員会を通して理事会に報告する。

第 4 条 組織の設置期間等

作業部会の設置期間は令和 2 年度から令和 3 年度までの 2 年間とする。なお、委員の任期も同様とする。

付則 この規程は令和 2 年 6 月 12 日から施行する。